

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境推進課）	37
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生 する振動を規制する地域の指定の一部改正……………（環境推進課）	37
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境推進課）	37
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	38
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	38
○道路の供用の開始……………（道路課）	38
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	38
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定……………（河川課）	39
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	39
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	40
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	40

告 示

北海道告示第178号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（留萌市、七飯町及び音更町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。
「環境保全課及び関係支庁」を「環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局」に改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（留萌市、七飯町及び音更町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。
「環境保全課及び関係支庁」を「環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局」に改める。
（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

平成19年北海道告示第225号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

「環境保全課及び関係支庁」を「環境推進課並びに関係総合振興局及び振興局」に改める。

北海道告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（新幌地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成23年3月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（小清水北地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成23年3月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第183号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、長沼町南長沼中央地区の換地処分をした。			
平成23年 3 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第184号			
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。			
平成23年 3 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	保安林の所在場所	様似郡様似町字冬島204の 3 ・ 205の36 ・ 214の84 ・ 字幌満111の25（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）	
2	指 定 の 目 的	土砂の流出の防備	
3	指 定 施 業 要 件		
(1) 立木の伐採の方法			
ア 主伐は、択伐による。			
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。			
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第185号			
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。			
平成23年 3 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	保安林予定森林の所在場所	夕張市鹿の谷山手町30	
2	指 定 の 目 的	土砂の流出の防備	
3	指 定 施 業 要 件		
		(1) 立木の伐採の方法	
		ア 主伐は、択伐による。	
		イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
		ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
		(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	
		（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第186号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。			
平成23年 3 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名 及 び 縦 覧 場 所	供 用 開 始 の 区 間	供用の開始の期日	
道道 大 野 上 磯 線	北斗市南大野228番 3 地先から同市南大野205番	平成23. 3.30	
北海道渡島総合振興局	4 地先まで		
函館建設管理部			
道道 上富良野旭中富良野線	空知郡中富良野町字富良野786番 6 地先から同	同 23. 3.22	
北海道上川総合振興局	郡中富良野町字富良野原野249番 1 地先まで		
旭川建設管理部			
道道 麓郷山部停車場線	富良野市東京大学演習林30林班 c 小班地先から	同	
北海道上川総合振興局	同市東京大学演習林30林班 c 小班地先まで		
旭川建設管理部			
道道 幕別帯広茅室線	帯広市東 9 条南21丁目 1 番39地先から同市東10	同 23. 3.31	
北海道十勝総合振興局	条南18丁目 5 番 1 地先まで	午前11時	
帯広建設管理部			
北海道告示第187号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。			
平成23年 3 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	道路の種類	道道	

2 路 線 名 麓郷山部停車場線	2 落札を決定した日 平成23年3月3日
3 道路の区域	3 落札者の氏名及び住所
区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間	(1) 1 の(1)及び(2)
富良野市東京大学演習林30林班 d 小班地先から同市東京大学演習林30林班 c 小班地先まで	氏 名 株式会社 N T T 東日本ー北海道
	住 所 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1 番地
	(2) 1 の(3)、(4)及び(5)
	氏 名 大丸藤井株式会社
	住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地
	(3) 1 の(6)
	氏 名 株式会社 H B A
	住 所 札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1 番地 8
	(4) 1 の(7)
	氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
	住 所 札幌市中央区大通西16丁目 3 番地
	(5) 1 の(8)
	氏 名 株式会社大塚商会
	住 所 東京都千代田区飯田橋 2 丁目18番 4 号
	4 落札金額
	(1) 6,394,500円
	(2) 8,379,000円
	(3) 7,827,750円
	(4) 5,255,775円
	(5) 5,787,600円
	(6) 7,038,360円
	(7) 5,565,000円
	(8) 7,044,975円
	5 契約の相手方を決定した手続
	一般競争入札
	6 一般競争入札の公告
	平成23年 1 月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第12号
	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
	(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
	(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

2 路 線 名 麓郷山部停車場線
3 道路の区域
区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
富良野市東京大学演習林30林班 d 小班地先から同市東京大学演習林30林班 c 小班地先まで

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 2 号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条の 4」を「第37条の 5」に改める。

第18条第 5 号中「家出人」を「行方不明者」に改める。

第19条第 4 号中「いう。）対策及び」を「いう。第35条の 4 第 2 項において同じ。）の」に改める。

第20条の16第 4 号中「及び刑事警察に係る来日外国人による犯罪」を削る。

第33条の 4 の見出しを「（情報発信・広聴室）」に改め、同条中「情報発信室」を「情報発信・広聴室」に改める。

第35条の13を第35条の14とし、第35条の 9 から第35条の12までを 1 条ずつ繰り下げる。

第35条の 8 第 2 項中「国際犯罪及び刑事警察に係る来日外国人犯罪の捜査並びに」を「国際組織犯罪対策、国際犯罪の捜査及び」に改め、同条を第35条の 9 とする。

第35条の 7 を第35条の 8 とし、第35条の 4 から第35条の 6 までを 1 条ずつ繰り下げ、第35条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（サイバー犯罪対策室）

第35条の 4 生活安全部生活経済課に、サイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室においては、サイバー犯罪の取締り、電磁的記録の解析及び犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関する事務を行う。

第37条の 4 を第37条の 5 とし、第37条の 3 を第37条の 4 とし、第37条の 2 を第37条の 3 とし、第 2 章の 2 中同条の前に次の 1 条を加える。

（部長）

第37条の 2 部長には、警視長又は警視正の階級にある警察官をもって充てる。

第46条第 1 項中「及び監察官室」を「並びに監察官室及び函館機動警察隊」に改め、同条第 2 項中「、自動車警ら隊」、「、機動捜査隊」及び「、交通機動隊」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 函館機動警察隊の所掌事務は、警察本部の自動車警ら隊、機動捜査隊及び交通機動隊の所掌に対応する事務とする。

第47条第 2 項後段及び第47条の 2 第 3 項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「交通課にあっては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課及び高速道路交通警察隊の所掌に対応する事務」とあるのは「交通課にあっては警察本部の交通企画課、交通指導課、交通捜査課及び交通規制課の所掌に対応する事務」と読み替えるものとする。

第47条の 3 第 2 項中「同項中」の次に「「地域課にあっては警察本部の地域企画課、通信指令課及び鉄道警察隊の所掌に対応する事務」とあるのは「地域課にあっては警察本部の地域企画課、通信指令課、自動車警ら隊及び鉄道警察隊の所掌に対応する事務」と、「捜査課にあっては警察本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務」とあるのは「捜査課にあっては警察本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課の所掌に対応する事務」と、」を加え、「、交通機動隊及び」を「及び」に改める。

第51条第 1 項の表函館方面本部の項を次のように改める。

函館方面本部	運 転 免 許 課	運転免許試験場
--------	-----------	---------

第52条第 3 項中「旭川方面本部及び釧路方面本部を除く」を「北見方面本部に限る。以下この項において同じ」に改め、同条第 4 項中「旭川機動警察隊」を「函館機動警察隊、旭川機動警察隊」に改め、「置き、」の次に「それぞれ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（刑事訴訟法第189条第 1 項及び第199条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中「警備課」の次に「、函館機動警察隊」を加える。

（1）刑事訴訟法第189条第 1 項及び第199条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第 1 号）第 2 条第 4 号

（2）没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成 4 年北海道公安委員会規則第10号）第 1 条第 4 号

（3）傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第 9 号）第 2 号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月22日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 3 号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別		警 察 官					警察官以 外の職員	合 計
		警 視	警 部	警部補及び 巡 査 部 長	巡 査	計		
北海道警察本部		166	245	1,194	434	2,039	556	2,595
札幌市警察部		(2)	(2)	(3)		(7)	(4)	(11)
北海道警察学校		12	14	44	300	370	29	399
札幌方面警察署		109	214	2,301	1,556	4,180	239	4,419
計		287	473	3,539	2,290	6,589	824	7,413
函館方面	本 部	21	35	146	35	237	60	297
	警察署	20	42	394	202	658	44	702
	計	41	77	540	237	895	104	999
旭川方面	本 部	23	36	171	50	280	66	346
	警察署	28	64	593	274	959	70	1,029
	計	51	100	764	324	1,239	136	1,375
釧路方面	本 部	26	38	181	48	293	67	360
	警察署	24	51	525	292	892	60	952
	計	50	89	706	340	1,185	127	1,312
北見方面	本 部	17	31	95	23	166	49	215
	警察署	15	29	259	117	420	31	451
	計	32	60	354	140	586	80	666
合 計		461	799	5,903	3,331	10,494	1,271	11,765

注 1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含め

る。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。